

(別紙)

遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査結果報告書(H19.10 総務省)より抜粋

表1-① 点検漏れの遊戯施設(当省の調査で把握したもの)

事業者	遊戯施設(一般名称)	設置年	備考
A (大阪府)	ウオータースライド	昭60	定期報告なし
B (和歌山県)	モノレール	平16	建築確認、定期報告なし
	パラジュートタワー	平16	緊急点検指示漏れ
C (奈良県)	ウオータースライド	昭60	追加(7/4点検済み)
D (岡山県)	ウオータースライド	平5	特定行政府が追加して緊急点検
	ウオータースライド	平7	し、報告するよう指示
E (佐賀県)	メリーゴウラウンド	平5	建築確認、定期報告なし
F (熊本県)	海賊船	平16	定期報告なし
G (福岡県)	ウオータースライド	昭58	建築確認を要しない時期に設置されたもので、特定行政府が緊急点検の対象とならないと誤解

注) 総務省の調査結果による。

表1-② 緊急点検内容が不十分であったとみられる例等

○ 緊急点検で問題がないとされたコースターで1か月後に事故が発生している例

1	<p>「A遊園地」で平成19年6月24日、走行中のコースター(2人掛け2列計4人乗りの車体(体によるジェットコースター)1台が一回転を通過後、次の坂を登り切れないで停止した。人身事故は発生していないが、原因は、鋼製の車輪を登っていたワグンフレームの緩衝材がはずかれ、車輪固定部分との間に挟まりフューキをかけた状態になったこと。当該遊園地施設は、平成19年3月29日の定期検査において車輪軸に係る探傷検査(超音波式及び磁粉式)を実施し合格となっており、また、車輪軸以外の部分については1月20日の定期検査の結果により問題がないとされており、また、緊急点検においては、既行の定期検査結果を踏まえ、道及び国土交通省に問題がない施設として報告されていたもの。</p> <p>なお、特定行政府では、6月26日に運転再開を認めているが、道では、事故原因が究明されていない段階での運転再開は望ましくないとし、7月7日から再度安全を確認されるまでの間の運転を指導。</p> <p>(北海道・コースター)</p>
---	---

○ 不適切な点検結果にもかかわらず問題なしとして報告されている例

1	<p>「B遊園地」に設置されているコースターの緊急点検結果について、国土交通省への報告状況を見ると、次のとおり、対象となった5両のうち1両分の結果について報告を受けないまま、既に報告されていた4両の結果により、探傷検査の結果が「合格」である旨の報告を行っている。</p> <p>① コースターの所有者は、平成19年5月10日に2両について探傷検査を行い、異常がないことを内容とする報告書を5月11日に遊園地事業者を通じて県に提出。その際、遊園地事業者は、県に対し、残りの運行車両については点検中である旨回答</p> <p>② コースターの所有者は残り3両のうち2両について5月17日に探傷検査を実施し、同日付けで報告書を作成。しかし、県では、5月15日及び5月17日に報告のあった計4両が同コースターの運行車両のすべてであると認識していたことから、5月18日付国土交通省に対する報告では「合格」と回答</p> <p>③ 当省が平成19年7月13日に同コースターの運行車両を現地確認したところ、軌条には車両が5両置かれており、1両は県が探傷検査を行った結果について報告を受けないまま運行されていたもの。</p> <p>(注) 当該車両については、国土交通省への報告後の5月24日に探傷検査が完了し、問題がない旨の報告が7月20日に特定行政府に送られている。</p> <p>(熊本県・コースター)</p> <p>(発生原因)</p> <p>① 県が5月7日付けで発出した緊急点検の指示文書は、点検を実施し、その結果の報告を求めることとしているもので、点検内容は遊園地施設所有者等に伝えられ、十分なチェックが行われていないこと。</p> <p>② 県は5月7日のほか、5月14日にも定期検査を「昇降機・遊園地施設定期検査業務標準書」に従って実施すること等を求めた公文書を持参して同遊園地に赴いているが、緊急点検の対象となったコースターについて探傷検査の対象となる車両数を確認していたことがなかったこと。</p>
---	--

<p>2 「B遊園地」にコースターを所有する事業者が報告している緊急点検結果では、前年の平成18年6月～7月に行った探傷試験を、過去1年以内に探傷試験を行っていた施設として報告しているが、探傷試験の内容等をみると、次のような報告内容と異なるものとなっている。</p> <p>① 車輪軸の探傷試験は、全3車両について行われているもので、残り1車両については実施されていないが、その旨が緊急点検の結果には記載されていない。</p> <p>② この車両については、平成16年4月27、28日に車輪軸の探傷試験を実施して以降、3年以上、探傷試験が実施されていない。このため、他の2車両（探傷試験が実施されていた車両）の運行回数と、各々の探傷試験終了日（平成18年7月28日、同年7月3日）から調査日現在（19年7月12日）まで各々13,119回、18,757回となっているのに対し、探傷試験が行われていない1車両の運行回数出所有者が探傷試験実施の目安として3万回を超え、約3万3,000回に上っている。</p> <p>③ 当該コースターの所有者は、平成18年6月～7月の時期に1車両について探傷試験を実施しなかった理由として、ほとんど運行の用に供さなかったことを挙げているが、18年7月24日から9月12日までの約1か月半運行されている。（熊本県：コースター）（発生源因等）</p> <p>果は、平成19年5月10日に、コースターの所有者から2車両分の探傷試験報告書を受理しているが、同日、所有者に照会したところ、残り1車両については運行していないと回答したため、営業開始後も運行に供されなかったと判断し、過去の運行履歴及び探傷試験の実施履歴を確認していないもの。</p>
<p>3 果では、すべての遊園施設の緊急点検結果を遊園施設の所有者等から提出させるに当たっては、JIS検査標準に基づいて検査したことを確認できる書類の提出を求めている。</p> <p>果出先機関では、管内遊園施設所有者等から提出された緊急点検結果報告書については、内容を審査せずに果本課に送付しており、それを受けた果本課では、7月13日に国土交通省に対して県内全52遊園施設の所有者等から提出された遊園施設検査表で「法不適合」又は「要修理」の項目がなかったことから、すべて「問題なし」として報告。</p> <p>しかし、52施設中2施設（「B遊園地」に設置されているコースター2基、所有者は同一事業者）については、国土交通省に対しては「問題なし」として報告しているものの、JIS検査標準に従って点検を行ったことを確認できる書類が添付されていないことから、果出先機関を通じて当該コースターの所有者に対し、上記資料の提出を要求（当省調査日（平成19年7月24日）現在、資料の提出なし）</p> <p>（熊本県：コースター2基）</p>
<p>4 「C遊園地」のバスシュートダウンのワイヤーロープ主索について、米国の事故を契機とした国土交通省からの指示を受けて特定行政庁が事業者と照会したところ、①過去において、ロープシステムを使用した点検を実施していなかったこと、②ワイヤーロープの最終交換時期が平成13年で、交換時期（3年から5年まで）を過ぎていたことが判明。このため、急遽、1～4号機の4台の客席のうち2台についてワイヤーロープを交換して運行を開始し、残り2台については、ロープ交換又はロープシステムによる点検を行うまで運行を停止することとした。</p> <p>しかし、国土交通省への報告において、当該施設については「問題なし」と報告</p> <p>（熊本県：バスシュートダウン）</p>

<p>5 「C遊園地」ではコースターではないが、車輪装置のある遊園施設2基（いずれも「モノレール」に分類）について、社内での検査の上、コースターのように高速で走行するものではないが、また、従前のJIS検査標準では探傷試験の対象ではなかったことから、探傷試験の対象となる施設ではないと判断し、緊急点検時にJIS検査標準に基づき探傷試験を実施していない。</p> <p>一方、同県内の「D遊園地」では、同じく車輪装置のある遊園施設（メリーゴーランドに分類）について、低速の施設で、探傷試験の対象なのか疑問を持ったので特定行政庁に相談したところ明確な回答はなく、社内で検討の上、探傷試験を行うことが無難との結論に達し、探傷試験を実施している。</p> <p>（埼玉県：モノレール、メリーゴーランド）</p> <p>（発生源因等）</p> <p>平成19年5月23日指示の緊急点検において、JIS検査標準に基づき探傷試験の実施が必要な施設の範囲が明確に示されておらず、また、特定行政庁も事業者の照会に明確に答えられていないこと。</p>
<p>6 「C遊園地」のコースターは、平成19年1月14日の定期検査実施時にJIS検査標準に基づき探傷試験を行ったが、主車輪軸56本のうち4本（7.1%）及び側車輪軸56本のうち2本（3.6%）については、磁粉が車輪軸に十分付着しないため、目視による検査のみを行い、磁粉探傷が行われていない。しかし、同年5月の緊急点検においては、過去1年以内に適切に探傷試験が行われた施設として「問題なし」として報告</p> <p>（埼玉県：コースター）</p> <p>（発生源因等）</p> <p>① 磁粉探傷試験ができなかった車輪軸については、探傷試験を実施しないまま「異常なし」と判定して、特定行政庁に報告していること。</p> <p>② 緊急点検結果の審査を行った特定行政庁は、緊急点検結果に磁粉探傷試験結果が添付されており、遊園施設の遊園業者と遊園施設管理者等が協議し、総合的に判断した結果を尊重し、「問題がない」と報告していること。また、埼玉県では、JIS検査標準に基づき探傷方法で探傷試験を実施している車輪軸は全体の9割以上は達しており、全体としては探傷試験が適切に実施されたと認識しており、安全に問題はないとしていること。</p>
<p>7 特定行政庁たる地方公共団体が所有する遊園施設は、法第12条第4項に基づき、定期検査報告の対象外施設となっている。</p> <p>愛知県内の遊園施設（モノレール）では、平成19年3月8日の定期点検結果で、要注意事項（B判定）として「乗り場の床に経年による劣化が見受けられる。J、「遊園設備」の扉の溶接部あり。補修したが、取替時期」との指摘あり。</p> <p>しかし、定期検査報告事務を担当する特定行政庁ではこの検査結果を把握しておらず、緊急点検（平成19年5月）において初めて把握</p> <p>（愛知県：モノレール）</p> <p>（発生源因等）</p> <p>特定行政庁である地方公共団体が所有・管理する遊園施設に係る定期点検結果については、必ずと建築指導担当部署の知りうるものと考え、報告制度はないが、実態には、建築指導担当部署に情報が行き届かない場合がある。</p>

8	<p>緊急点検において、「E遊園地」では、車輪ワレタン部に亀裂、車軸に部分付着による変色が見られたため、それぞれ商品の交換時期が到来していることもあり新しい商品と付け替えて、その旨を報告。また、「F遊園地」では、車輪と車軸の溶接部のよじれが探傷検査により傷のように見えたことから、当該部分を研磨して消し、消し切れないものは新しい部品と交換して、その旨を報告。</p> <p>上記の2施設は、些細な補修に関しても報告したが故に、緊急点検により問題があった施設と公表されている。</p> <p>なお、定期検査報告では、本来は補修した状況を報告するものであり、補修した後の状態を報告するものではないが、事前に点検を行い不具合があれば補修を行ってしまうので、定期検査の結果(判定)はA評価となっているものが多く、向事業者とも、緊急点検も同様の方で報告すべきであったとしている。(東京都:コースター3基)</p> <p>(発生原因等)</p> <p>緊急点検結果の報告を求められている平成19年5月23日付け国指第989号及び同日付け事務連絡では、緊急点検等によりC判定(方法不適合の指摘あり)又は「(要修理)」の項目があった施設のみを問題があった施設として報告するよう指示されていたが、特定行政庁では、B判定のものも問題があると解釈して、C判定に該当しない補修等の状況に関しても報告していること。</p>
---	--

○ 建築確認においてモノレール等コースター以外に分類された施設について緊急点検(探傷試験)の取扱いが異なっている例

1	<p>「F遊園地」の遊戯施設のうち、旧告示(昭和50年建設省告示第558号)では、「1他鑑面から客席部分までの高さが2m以上で、かつ、当該客席部分が高低差2m未満の軌条を走行するもの」に該当するモノレールとして、建築確認を受け、その後もモノレールとして定期検査報告も提出している遊戯施設が2基ある。</p> <p>しかし、平成12年構造告示では、モノレール等の分類に該当する分類には、各配5度未満との規定が新たに追加されているため、当該遊園地は、新告示では、コースター類の分類「軌条を走行するもので各配5度以上のもの」に該当するとして、国土交通省は、コースターに関する緊急点検に際しては、当該遊戯施設をコースターとみなして点検対象としている。</p> <p>旧告示による分類で建築確認を受けたモノレールが、新告示による各配5度以上とする新たな法定付けによりコースターと同等に取り扱われ、厳しい検査(探傷試験)の実地が求められている。(東京都:モノレール)</p> <p>(発生原因等)</p> <p>① モノレールの分類について、平成12年の新告示で、軌道各配5度未満、定常走行速度毎時40kmと定義が変更されている。</p> <p>② 事業者は、特定行政庁及び地域法人に、当該遊戯施設の分類をどのようにすれば良いか照会しているが、明確な回答は行われていない。</p> <p>③ なお、新告示に関しては、調査対象としたほとんどの特定行政庁、事業者、地域法人において、その分類が判りにくいとされている。</p>
---	--

2	<p>J1Sの遊戯施設検査基準では、乗物の車輪装置における車輪軸は、1年に1回以上の探傷検査を行うこととされているが、具体的な対象施設の種類等が明示されていない。このため、特定行政庁の解釈により、対象となる遊戯施設の範囲が異なることが想定される。</p> <p>実際に、今回調査対象とした東北地方の4特定行政庁では、緊急点検において、モノレール類に分類されるワイグルモノレール等の遊戯施設(4事業者5遊戯施設)については、探傷試験の実地状況及び検査結果を徴集していない。</p> <p>(特定行政庁:仙台市、八戸市、盛岡市、秋田市)</p> <p>(発生原因等)</p> <p>特定行政庁において、J1Sの遊戯施設検査基準(A1701)では、車輪軸のある遊戯施設はすべて1年に1回以上の探傷試験の実地が必要であることの見通し解がされていないこと。</p>
3	<p>「G遊園地」にある遊戯施設は、107mから垂直落下し、その際に4Gの加速が加わる遊戯施設である。</p> <p>特定行政庁では、当初、コースターではないとしてコースターに関する緊急点検の対象に含めていなかったが、遊戯施設の製造者に問い合わせたところ、コースターであるとのことである。コースターとして点検・報告している。</p> <p>一方、同県内の「H遊園地」にある遊戯施設2基は、高さ60m程度の4Gの垂直上昇、同じ高さからの2Gの垂直落下というものであるが、特定行政庁では、当該遊戯施設の定期検査報告で一般名称は「コースター」に分類されているものの、コースターとするには無理があるとして、コースターに関する緊急点検の際にはこの施設を含めていない(すべての遊戯施設の緊急点検の際には、「客席部分をつり昇降させるもの」として「ワイグルモノレール」に分類して点検・報告)。(神奈川県:コースター、パラスシュータウ)</p> <p>(発生原因等)</p> <p>平成12年構造告示による遊戯施設の12分類が現状に合わなくなっていること。</p>
4	<p>「I遊園地」の遊戯施設は建築確認ではローターの分類で申請され、特定行政庁の定期検査報告台帳上でもローターで整理されているが、当該遊戯施設の保守管理会社ではコースターであるとしてコースターに関する緊急点検の対象として点検を実施。また、同県に数箇所側がオクトパスとして整理している遊戯施設が、保守管理会社では昇降運動のないことからコースターであるとして整理している。これについて特定行政庁では、建築確認申請をもとに整理したとしても、ローターとされている遊戯施設については、軌条を走行しな型記が5度以上のものであれば「コースター」が正しく、また、オクトパスとされている遊戯施設についても昇降運動がないのであれば「ローター」が正しいので、確認の上、同様の措置を執るとしている。(岡山県:コースター)</p> <p>(発生原因等)</p> <p>建築確認書類と保守管理会社の認識の相違があること。平成12年構造告示による遊戯施設の12分類が現状に合わなくなっていること。</p>

○ 同種の施設でありながら、走行状態や車輪軸の構造の相違から、コースターに関する緊急点検の対象範囲の取扱いが特定行政庁間で区々になっている例

5	<p>「J遊園地」のコースタープロジェクト2基は、法施行令第138条第2項第2号に掲げるものうちコースターその他これに類する高架の遊戯施設であるが、車輪軸はるか軌条を走行するものでないことから、コースターに関する緊急点検の対象とはならず、第2次のすべての遊戯施設の緊急点検の対象となったものである。</p> <p>今回の点検の実施に当たり、同施設は、車輪軸を有する構造であったことから探傷試験（費用：2施設で40万円）を行った上で、特定行政庁に報告しているが、特定行政庁の事後の説明では、探傷試験は必要なかったとされており、事業者にとって不必要な経費の負担となっている。</p> <p>なお、当該施設の車輪が使用されるのは、水より引き上げられた後の駅40の所定の位置に帰着する間であり、人が乗っていない状態の時のみとなっている。</p> <p style="text-align: right;">(福岡県：ウオータープロジェクト2基)</p>
6	<p>「K遊園地」に設置されているコースターは、平成19年5月6日の国交省指示によるコースターに関する緊急点検の対象とされ、また、5月23日の国交省指示に基づくとすべての遊戯施設の緊急点検については、未だ点検中（8月点検予定）となっている（同施設には車軸がないにもかかわらず、車軸の探傷試験を実施していないと扱われたことから、一律に他のコースターと同じく取り扱うことは適当でない）と新聞紙で報じられた。）。</p> <p>しかし、特定行政庁に提出されている定期検査報告書類等では、当該コースターの写影は3度となっており、緊急点検対象のコースターではなかったことになる。</p> <p>なお、当該コースターは、山の斜面に設置されており、最高点（乗車位置）から1人乗りカートに乗車し、フットブレイキを効かせながら車力のみで滑り下りるもので、乗車位置までの引き上げにのみ動力が使われるもので、引き上げ部分の写影は5度を大きく超えてはいないので、この部分では人は乗車しない運行形態となっている。（静岡県：コースター）（発生源因等）</p> <p>現行のコースターの種類基準である「写影5度以上」の解釈において、上り・下りの区別、人が乗っているか乗っていないかの区別まで明確にされておらず、運動形態や写影によっては、コースターとすることに疑義が生じているものがあること。</p>

1	<p>特定行政庁では、5月6日付中のコースターに関する緊急点検の実施指示があったため、コースターに関する緊急点検の対象遊戯施設が、具体的に何であるかを県に確認したところ、県は全日本遊園施設協会に照会し、「J遊園地」の場合、コースターとビートルドワラスの2施設が対象になる旨、同年5月7日に回答あり。</p> <p>しかし、同市が、これに沿って遊戯施設所有者に対し、コースターに関する緊急点検の実施を指示したところ、当該遊戯施設の所有者から、一部の写影が15度で、乗物が軌条を走行する高架の遊戯施設であるモノレール2基については、今回の点検対象となるか否かの照会を受けた。</p> <p>このため、同市では、県とも相談の上、当該モノレールの走行状態を考慮すればコースターと同列に扱えないことなどから、点検の対象は当初の通り、コースターとビートルドワラスの2施設であるとして、モノレール2基は点検対象にしない旨を同市に回答。しかし、本来、このモノレール2基は点検対象となるものとみられる。（茨城県：モノレール2基）</p>
2	<p>特定行政庁では、5月7日に担当者か現地調査を行い、事業者と县とのコースターごとの部分部分が車輪軸に該当するかを確認しながら対象施設を把握。その際、事業者側からモノレールがコースターに分類されるか否かの照会があり、一部区間に15度の写影があることから、コースターに該当すると認定し、点検の対象としている。</p> <p>ただし、事業者側からは当該モノレールは構造が単日は自転車であり、車輪軸に該当する部分がないのではないかとの疑問が生じている。（大阪府：モノレール）</p>
3	<p>特定行政庁における探傷試験に付する対応をみると、遊戯施設の所有者に緊急点検の指示を行うに当たり、遊園地側とコースターごとにとどこまでを探傷試験の対象とするか構造（即して打合せ、直接軸に車輪が付いていなくても構造上重要である軸も探傷試験の対象とすることとし、指示文書にも車輪軸のほか、車軸も対象とすることと明記している特定行政庁がみられる。</p> <p>一方、コースターの構造は一律でなく、負荷のかけ方、方も機械的に異なることから、検査範囲を示すことは困難として、具体的な指示は行っておらず、どこまで検査するかは遊戯施設的所有者又は保守点検業者の判断にゆだねることとなっている特定行政庁がある。</p> <p>以上のように、定期検査における探傷試験をどの範囲まで実施すればよいか、車輪軸、側車輪軸等と併せて、文字通り軸（直接車輪が付いている軸）だけでなく、車輪は付いていなくても構造上主要な他の軸も対象とするのか等）について特定行政庁でも判断が分かっている状況がみられた。（特定行政庁：和歌山県、枚方市、大津市）（発生源因等）</p> <p>探傷試験において「JIS検査標準では、「車輪軸は、1年に1回以上の探傷試験を行うこと。」（5.6.3(4)）とされているが、同検査標準では「車輪軸」についての定義、検査範囲が明確となっていない。</p>

4	<p>県は、コーンスターに関する緊急点検（コーンスターその他これに類する高架の遊戯施設で軌条を走行するもの（勾配が5度以上のものに限る））の実施に係る公表「遊戯施設の緊急点検について（第1報）」（平成19年5月7日）において、当初、対象施設を7施設（2遊園地等）としていたが、点検結果の公表「遊戯施設の緊急点検について（第2報）」（平成19年5月18日）時には、7施設中1施設（ウオーターシュート）については、「国が求める緊急点検の対象施設でないことが判明した」として、当該施設を除く6施設を国に対し報告している。この理由について、香川県は、「当該ウオーターシュートについては、事業者とも連絡を取りながら検討した結果、当初は、5度以上の勾配があることから、緊急点検の対象施設であると判断していたが、その後、車軸がなく、緊急点検の対象施設ではないことが判明したため、国土交通省への報告対象から除外したものである。」としている。</p> <p style="text-align: right;">（特定行政庁：香川県）</p>
---	--

注/報告書の調査結果による。